

◇泉 美和子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 通告に基づき一般質問いたします。

初めに、教育委員会制度の改革について伺います。

来年4月から実施される教育委員会制度は、首長の意向が教育行政に濃く反映されるものになっています。法案審議の段階から懸念されたことは、例えば教育振興に関する大綱の決定権限は首長であるというふうなことから、教育委員会の独立性をなくし、国と首長が直接教育に介入することを容認し、教育の政治的中立性を脅かすことになるということでありました。政治が行うべきは、教育条件の整備によって子供の学ぶ権利を保障することであり、絶対やってはならないのは、教育内容への介入・支配です。

そこで、伺います。改正された教育委員会制度のもと、町長はどのような姿勢で教育行政に臨むのかお伺いいたします。

教育委員会の改革・活性化を進める上で、次の点について重要だと考えるものですが、教育長の見解をお伺いいたします。

教育委員が保護者、子供、教職員、住民の不満や要求をつかみ、自治体の教育施策をチェックし、改善すること。

会議の公開、教育委員の待遇改善や支援、教育への見識や専門性を持つ人物の確保など、教育委員会の役割が実際に果たせる体制をつくること。

政治的介入から教育の自由と自主性を守ること。

憲法と子どもの権利条約の立場に立って行政を行うこと。

以上の点について、これまで既に教育委員会の役割として実施されていることだとは思いますが、改めて教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（高橋 猛君） 初めに、1）について答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご質問のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されます。この法律では、地方教育行政における首長の責任がより明確になります。まずは、教育長の任命は首長が議会の同意を得て直接行うこととなり、任命責任がは

つきりすることとなります。また、教育行政の大綱を首長が教育委員会と協議して定めることとなるほか、首長と教育委員会が協議・調整を行う場として首長の主催する総合教育会議が必置となります。このように、改正された法律は教育委員会の責任と権限を尊重しつつ、首長に責任と役割を持たせ、一体的に教育施策を進める体制とすることにありますので、私としましては、こうした法の趣旨を踏まえるとともに、将来の大人である子供たちが理と情を兼ね備え、責任ある判断、発言、行動ができ、協調性など社会性を身につけた大人に成長していくよう、適切で適正な教育行政の推進に意を払ってまいりたいと考えております。

なお、この法律は、立法府である国会の責任において議論され、決定されたものです。そして、私たち地方公共団体は、国会において成立した法律にのっとり、もちろん中立で適切な事務を推進する責務を有しております。その前提のもと、私は推進に係る予算案を編成し、町議会にご審議いただくとともに、ご議決いただきました後は適切な執行に努め、そして執行後は決算を町議会においてご審議いただくわけですので、ただいま申しましたような理想・理念に即した姿勢か、あるいは中立から外れていない姿勢かを議員の皆様にご判断いただきますようによりしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 次に、2）について答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

教育委員会の改革・活性化に関する質問の1点目についてであります。教育委員の選任においては、これまでと同様に職業等に偏りが生じないように配慮していくとともに、教育の専門家ではない一般住民の意向を教育行政に反映していく、いわゆるレイマンコントロールの考え方で取り組んでいくべきだと考えております。

また、町の教育施策をチェックする機能についてであります。このたびの法律改正により教育長が委任された事務の管理・執行状況を教育委員会会議において報告する義務についての規定がなされ、また教育委員会会議の招集において、教育委員の3分の1以上により会議の招集を請求できるようになったことなどにより、チェック機能の強化が満たされているところでございます。

2点目の教育委員会の体制等についてであります。まず教育委員会会議の公開については、これまでも規定されていた会議の公開原則に加え、このたびの法律改正により議事録の作成及び公表の努力義務が追加されており、それらに取り組んでまいりたいと思います。

また、教育委員の選任において、教育への見識や専門性を持つ人物の確保に努めることは

基本的で重要な事柄であり、さらに教育委員の資質能力の向上に向けて研修を充実させることも重要であると考えております。

なお、教育委員の待遇改善については、現在のところ課題となっておりませんが、国や市町村の動向などに注意を払っていきたいと思います。

3点目の教育の自由と自主性についてであります。ご承知のように、学校やこども園においては、教育基本法等の法律や学習指導要領に基づいて教育活動を行っており、全く自由に教育活動を行ってよいことにはなっておりません。法律や学習指導要領等を踏まえた上で、教育が教師と子供との直接の人格的にかかわりを通じ、その個性に応じて行われなければならないという本質的特性に照らして、個々の指導場面においての教師の自主性や自由な裁量は認められなければならないと考えております。

最後に、4点目の憲法と子どもの権利条約に関することについてであります。憲法や国が批准した条約に基づいて活動することは当然のことであり、今後もこれらの立場に立って教育行政に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 子どもの権利条約について、ちょっと伺いたいと思います。

日本では、なかなかこの子どもの権利について教育委員会とか学校の場で語られることが少ないのではないかという声が出されているというようなことですが、当町で具体的に何かこのようなことでやられていることがあればお知らせいただきたいと思っております。

あと、ある教育委員会などでは、積極的にこの子どもの権利条約を学習する場を、機会を設けて、それでこれを生かしていくというのを具体的にやられているということ伺ったこともあります。それで、今いろいろいじめ問題などで例えばいろいろ問題になっているときに、ある学校では保健師の先生が、あなたたちには、子供たちには命と人権についてそういう権利があるのだよという話をして、例えば安心の権利があるとか、嫌なことや心配なことなく穏やかな気持ちでいられることとか、自身の権利、自分はそのままであって大切だということとか、そういうことを、あと自由の権利ですね、誰にも縛られず、自分で選んで決められるという、こういうようなことを丁寧に絵を描いたりして、こういうことを取り入れたそうです。そうしたら、すごく子供たちが安心していられるようになったというようなそういうことの実験なんかも聞いたことがありますけれども、そういうことを具体的に取られていって教育に生かしていければなと思うんですが、その点についてお答えいただければと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（福田世喜君） ただいまの再質問についてお答えいたします。

子供の例えば学習をしっかりすることができる権利とか、あるいは他人から人権侵害のような、子供の立場であってもいじめられたりそういうことがあってはいけないということなど、基本的な原則につきましては、日々の生活指導面等で日々行われてきていると。これが子ども人権宣言に基づくということをおっしゃる指導ではなくても、教育基本法、あるいは学習指導要領、あるいは学校教育法に基づいた側面の中にさまざまな子供の尊重する基本的な権利の立場での教育活動の方向性が示されておりますので、その辺は個々の中でほとんど本町の教育活動では非常によくやられているというふうに認識しております。そう申しますのは、やはりいじめ問題等、細かいところではございますけれども、件数、あるいはその他深刻になるような事態等にはない状況があるということなども見て、基本的にはそういうことで子供たちには指導されていると思います。

子どもの権利条約そのものがありますよというようなことにつきましては、中学校3年の公民の授業とか、あるいは小学校の中でもそういうことが教科書に載っている、人権の学習の関連で取り扱われているものと思っております。基本的にはそのような認識でおります。

○議長（高橋 猛君） 再々質問は。（「ありません」の声あり）それでは、次の質問に入っていただきます。

○9番（泉 美和子君） 福祉灯油の実施について伺います。

昨年、住民から大変喜ばれました福祉灯油をことしもぜひ実施するよう求めるものです。

ことしの県内の灯油価格は一時は18リットル1缶2,000円近くまで上がり、4月から9月までの前期平均で前年比1缶167円高くなりました。最近値下がり傾向で、18リットル1缶1,800円代になっていますが、家計に与える影響は大きく、とりわけ低所得者層にとっては負担の重いものです。消費税の増税や年金の引き下げ、米価暴落などにより、町民の暮らしは厳しくなる一方です。言うまでもなく、寒さの厳しい当地では、灯油は生活必需品であります。本格的需要もこれからです。障害者や母子世帯、高齢者、低所得者などの方々の負担軽減のため、昨冬に引き続き福祉灯油を実施すべきでないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。昨冬、当町においても福祉灯

油を実施しましたが、この背景として、町内ではアベノミクス効果をなかなか実感できないままに円安による輸入品目の値上がりによって家計支出がふえる中、燃料価格が初夏から冬にかけて上昇し、灯油においても使い控えが懸念される状況にあったことが挙げられます。そのため、特に経済的負担の大きい低所得者に対して、灯油購入費用の一部を助成し、福祉の向上を図るとともに、町内経済を刺激する一助となるよう、緊急経済対策として福祉灯油助成事業を実施したところです。

一方、先ほど議員も触れておりましたが、本年は9月下旬以降、灯油が11週連続で値下がりしており、昨冬とは状況が異なっております。

経済産業省資源エネルギー庁の石油製品価格調査によれば、12月8日時点の本県の配達販売18リットルの灯油価格は1,819円であり、1,820円を下回ったのは消費税引き上げ前の昨年8月下旬以来15カ月ぶりです。また、原油価格の急落を背景にガソリン価格も全国的に値下がりが続いており、調査を行った一般財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センターでは、原油安の影響で来週も値下がりが続く予想しているとの記事が12月10日付で報道されているところです。これらを勘案しますと、現在のところ、町単独の事業として、いわゆる福祉灯油を実施する状況にはないものと考えております。

なお、政府は、ガソリンや灯油の購入補助を衆議院選挙後に実施する経済対策に盛り込む方針を固めた旨一部報道がありますが、もしも国の経済対策の一環としていわゆる福祉灯油が実施されることが決定された場合には、その制度内容や財源措置並びに町の財政負担の状況なども勘案し、実施の可否をその段階において検討いたしたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「再質問ではありませんが、次に」の声あり）泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 灯油の原油価格と灯油の値下がり傾向にあるのはもちろんなんですけれども、昨年は異常に後半は高かったと思うんです。それと比べるとまず安いということで、負担の大きさというのは大変だと思います。そして、先ほど消費税値上げ前に戻ったということでしたけれども、今の経済状況が消費税8%になってから、いろんな物価も上がり、各家庭の家計に与える負担がすごく大きくなっているものですから、ぜひ検討していただきたいなと思った次第です。次に移ります。雪おろし対策について伺います。ことしも既に雪が積もって5年連続の大雪となるのか大変心配される場所ですが、既に雪おろしが始まっている状況です。町でも雪おろしの講習など安全対策に努めていますが、毎年続く大雪

で雪おろし作業はどの家庭でも大変になっています。とりわけ高齢者世帯にとっては、肉体的にも、経済的にも、負担が重くなるばかりです。ぜひ高齢者世帯などへの雪おろし費用の助成制度を実施すべきと考えますが、昨年の質問に対し、もう少し時間が必要とのことでしたが、再度見解をお伺いいたします。

また、業者に頼みたくても集中するのでなかなか来てもらえないなど担い手不足も近年の大きな課題となっているわけですが、その対応策の一つとして、冬期間、臨時職員を雇用し、高齢者世帯などの屋根の見回りや雪おろしも実施できるような体制づくりが必要ではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員もおっしゃるとおり、昨冬まで4年連続の雪の多い冬が続き、高齢者世帯のみならず、地域で暮らすいづれのご家庭においても、雪おろしや雪寄せなどご自宅の管理には非常にご難儀される状況が続きましたことは、私も生活者の一人として十分に認識しております。しかしながら、雪おろし等については、降雪地域における家屋管理の一環として当然ながら生じるものであり、基本的には所有者が個別に対応していただくことが原則であると考えております。

とは申しましても、議員がおっしゃるとおり、経済的並びに労働力的に課題を抱えていらっしゃる世帯があるのも承知しており、何らかの支援策は必要との認識のもと、町では地域支え合い体制づくり事業として、高齢者世帯等の支援を行う自治会等の団体に対して、貸し出し用の除雪機を美郷町役場、六郷・仙南各出張所にそれぞれ1台ずつ配備しているほか、宝くじ助成の財源を活用し、町内の2自主防災組織が除雪機を導入し、現在も1自主防災組織が申請中の状況です。

このように、町としては、地域における住民の互助活動を支援することを通じて雪対策を進めているほか、個別世帯への直接的援助としては町民税非課税世帯の高齢者世帯に軽度生活援助事業を実施しており、シルバー人材センターへの委託による除排雪作業を行っていることは議員もご承知のとおりです。

年々利用者がふえまして、昨年度は128人で延べ3,172時間の利用がありましたが、利用者の増加に伴い、除雪従事者の確保が難しい地域も出始めており、利用者が多く、除雪従事者の少ない地区では従事者不足により他地域から人員を融通してもらっている状況もあるとの

ことです。

ちなみに今年度は、県が屋根の雪おろしサポート事業を実施し、希望する高齢者世帯に対して除排雪カルテの作成やはしご固定金具の設置を行いました。これについて、町では周知や受け付けを行い、約30世帯の参加があったところです。

また、ご質問の雪おろしへの直接的な助成策についてですが、実施している自治体に聞き取りを行ったところ、課題として次のことが見えてまいりました。

集約しますと4点あります。

1つは、対象世帯の線引きによる不公平感や不満足感が発生していること。また、それに関連して、対象世帯における資産を含む生活実態の把握が難しいこと。そして、作業の依頼先の問題や地域住民同士で支える意識の低下があることとのことでした。

一方、今後の自治体は、少子高齢化の進展に伴い地域包括ケアシステムの構築が求められており、手始めに来年度の改正介護保険法による介護保険での新たな取り組みが始まりますが、これまで以上に自助・互助・共助・公助をつなぎ合わせて高齢者の生活を支えていく仕組みが必要となってまいります。

したがって、今後の高齢者福祉については、将来に求められる高齢者福祉の姿を俯瞰し、自助・互助・共助の意識を低下させないようにしながら、かつ財源問題も十二分に認識し、その上で公的支援策がどうあるべきかを考えていくことが肝要と存じます。

議員ご質問の雪おろしを含む雪対策への支援についても、そうした延長線上で考えるとともに、ほかの実施自治体から見えてきた課題の解決方向も模索しながら、現在の支援状況を含めて、どうあるべきかを地方交付税漸減期間である期間の中で十分に考えてまいりたいと存じます。

また、担い手不足に対応するための冬季期間の臨時職員等による見回り、雪おろしの実施につきましても、さきに申しましたとおり、基本的に雪おろし作業は所有者等が個別に対応していただくことが前提であり、また危険度についても、建物の構造によりさまざまであるため判断が困難なこと、適切な時期に依頼していただければ雪おろし業者については民間事業者で充足されていると考えられることから、現状では対応を考えておりません。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 答弁、なかなか以前と余り変わりがないわけですがけれども、ぜひ、例えば大仙市では雪対策といいますか支援の総合的な事業ということで、いろんな地域の支

え合いとか、それから見回りだとか、あと住宅リフォームとかで何か雪の解消するような対策、そういうのも取り入れたりとか、あとは直接この支援する雪おろしも今後検討していくようなお話を聞いております。やっぱりそういう総合的な取り組みが美郷町でもこれから必要なのではないかなというのをすごく感じております。直接支援というところで前向きなご答弁をなかなかいただけないわけですが、でも住民の皆さんからすれば切実なところは一番そこなわけなので、そこをぜひ実現していく方向で頑張っていたいただきたいと思います。

それで、以前は肉体労働の弱者支援なのか経済的支援なのかとかと町長おっしゃったことありましたけれども、どういう支援でも、やっぱり直接的経済負担というのは、もちろん肉体的にもなんですけれども、だから人を頼むにしても、やっぱりお金がというところで皆さんのいろいろ人もいないということもありますけれども、経済負担が大変だというところが一番大きいと思いますので、そういうような直接支援をぜひ検討していただきたい、早い時期に検討していただきたい、実施していただきたいということを申し述べまして終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。